

多奈川平野北合併処理浄化槽維持管理清掃業務仕様書

岬 町

多奈川平野北合併処理浄化槽維持管理清掃業務（以下「業務」という。）は、この仕様書に定めるほか、浄化槽法、水質汚濁防止法等の関係法令に基づき実施するものとする。

1. 対象設備

(1) 多奈川平野北合併処理浄化槽N o 1

設置場所	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1 6 3 4 番地の2 4
種類	合併処理浄化槽
処理方式	接触ばっ気方式
処理能力	3 2 0 人槽

(2) 多奈川平野北合併処理浄化槽N o 2

設置場所	大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1 6 2 4 番地の1 3
種類	合併処理浄化槽
処理方式	接触ばっ気方式
処理能力	1 5 0 人槽

2. 業務内容

(1) 保守点検

- ① 保守点検は、浄化槽法第8条及び同法施行規則第2条の規定による。
- ② 必要に応じ、消毒剤の補給等の措置を講じるものとする。
- ③ 通常の使用状態における保守点検の周期は、1週間に1回以上とする。
- ④ 保守点検を実施した場合は、法令に定める方法により記録し、速やかに監督職員に報告すること。
- ⑤ 浄化槽法第53条の規定による報告の徴取、立ち入り検査等があった場合、速やかに監督職員に報告し、検査には立ち会うなどの協力を行うこと。

(2) 清掃

- ① 清掃は、浄化槽法第9条及び同法施行規則第3条の規定による。
- ② 清掃は、汚泥等の引き抜き措置を講じるものとする。
- ③ 通常の使用状態における清掃の周期は、1年に1回以上とする。
- ④ 清掃に伴い発生する一般廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定により適正に処理すること。

(3) 排出水の測定

- ① 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定により適用される総量規制に関し、排出される汚濁負荷量について30日を超えない期間ごとに1回以上測定し、翌15日までに大阪府に報告する必要があるため、所定の様式（別紙参照）に必要事項を記入のうえ、監督職員に提出すること。

なお、測定方法は、水質汚濁防止法施行規則及び告示で指定されたものとし、水質の計量結果については、計量証明書を添付すること。

- ② 水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例の規定により適用される濃度規制に関し、排出水の測定結果について、以下の項目を年1回以上の頻度で測定し、3年間保存する必要があるため、計量証明書等を監督職員に提出すること。

なお、測定方法は、水質汚濁防止法施行規則及び告示で指定されたものとし、測定の時期については、毎年1月ごろとする。

(測定項目)

水素イオン濃度（pH）

化学的酸素要求量（COD）

生物化学的酸素要求量（BOD）

浮遊物質量（SS）

大腸菌群数

アンモニア等（アンモニア性窒素×0.4＋亜硝酸性窒素＋硝酸性窒素）

りん含有量（T-P）

窒素含有量（T-N）

3. 業務従事者等

本業務の受託者は、次の各号に掲げる許可を受けている者とし、業務に従事する者は、浄化槽管理士の資格を有する者とする。

- (1) 大阪府知事の浄化槽保守点検業者登録を受けている者。
(2) 岬町長の一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可を受けている者。

4. 業務環境、業務制約に関する事項

浄化槽の設置場所は、フェンスで囲い、施錠しているため、保守点検の際は、鍵を貸与する。

5. その他

点検の結果、不良箇所や異常等が発見された場合は、速やかに監督職員に報告すること。事故発生時は、水質汚濁防止法第14条の2第1項の規定により、大阪府知事に報告する必要があるため、必要事項の記載等（別紙参照）について協力すること。

業務実施に当たっては、周辺住民、通行人等に支障が出ないよう、監督職員と十分な打合せを行い指示に従うこと。

本業務において施設・機器等に損傷を与えた場合は速やかに監督職員に報告し、受注者の責において応急処置、本復旧等必要な措置を講ずるものとする。

また、本仕様書に定めのない事項は、発注者と受注者の協議によって定めるものとする。